



青色申告会が運営する安心の制度

全青色共済

会員同士の扶け合い制度です

2024年度の給付金(保険金) お支払額は全国で **約10,488万円!**

新規加入時の年令 ▶ 14才6ヵ月超～60才6ヵ月以下の方

基本コース >>

2～3ページをご覧ください

新規加入時の年令 ▶ 60才6ヵ月超～70才6ヵ月以下の方

ゆとりコース >>

4～5ページをご覧ください

お申し込み、ご相談は

12月保障(補償)開始は2026年12月1日

申込締切日 **2026年11月13日(金)**

保険
(補償)
期間

生保分 2026年12月1日～2027年11月30日

損保分 2026年12月1日午後4時～2027年12月1日午後4時

※保障(補償)開始日の開始時間は損保引受分が午後4時から、それ以外の生保引受分・自家共済分が午前0時からとなります。

6月保障(補償)開始は2027年6月1日

申込締切日 **2027年5月14日(金)**

保険
(補償)
期間

生保分 2027年6月1日～2028年5月31日

損保分 2027年6月1日午後4時～2027年12月1日午後4時

※保険期間2026年12月1日午後4時から2027年12月1日午後4時の保険契約への中途加入となります。

*この制度にご加入の際には、このパンフレットと併せて別冊「特に重要なお知らせ(2026年12月・2027年6月保障(補償)開始用)」(下記2次元コードにてご参照ください)の内容も必ずご確認ください。

*当制度は、青色申告会の会員とご家族、専従者、従業員の皆さまのみを対象としています。一般の方は、ご加入できません。

全国青色申告会総連合共済会 一般社団法人 全国青色申告会総連合

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認ください事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項(「注意喚起情報」)、「ご注意事項」、「ご加入内容確認事項」等は、別冊「特に重要なお知らせ(2026年12月・2027年6月保障(補償)開始用)」として右の二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



自家共済引受団体 全国青色申告会総連合共済会 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3233-0151
無配当定期保険引受保険会社 大樹生命保険(株)公共・広域法人営業部 東京都港区東新橋1-5-2 TEL 03-6831-8840
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)広域法人部営業第1課 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL 03-6877-5310
団体総合生活補償保険代理店・扱者 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

もしも事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

基本コース

ご加入時の年齢が14才6ヵ月超～60才6ヵ月以下の方

全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額
換算 **2,250円** (共済共 **1,000円**
傷害特約 **特 1,250円(1口)**)



給付金（保険金）の種類		ケガの場合						
給付金（保険金）をお支払いする場合（例）		死亡（不慮の事故）	死亡（天災）	後遺障害になった場合	入院した場合	通院した場合	手術した場合	
年齢 12/1スタート分 12/1時点の年齢 6/1スタート分 6/1時点の年齢								
	歩行中に自動車にはねられ死亡	地震災害で死亡	階段から転落し半身不随	地震で建物の下敷きになり後遺障害	スキーで転倒し複雑骨折のため入院	料理中のやけどにより通院	骨折で入院中に接合手術	
	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき（または高度障害状態になったとき）ただし、損害保険には高度障害はありません。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき（または高度障害状態になったとき）ただし、損害保険には高度障害はありません。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため通院したとき	不慮の事故によるケガのため手術を受けたとき	
	14才6ヵ月超～ 40才6ヵ月以下	1,050万円 共 500万円 特 550万円	775万円 共 500万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 750～30万円 共 200～8万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 475～19万円 共 200～8万円 特 275～11万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払 ＋ 1日あたり 1,000円 共のみ 5日以上30日まで ※連続して5以上の入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	1日あたり 1,500円 特のみ 事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 特のみ
	40才6ヵ月超～ 50才6ヵ月以下	850万円 共 300万円 特 550万円	575万円 共 300万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円			
50才6ヵ月超～ 65才6ヵ月以下	750万円注 共 200万円注 特 550万円	475万円注 共 200万円注 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ				
65才6ヵ月超～ 70才6ヵ月以下	700万円 共 150万円 特 550万円	425万円 共 150万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ				
70才6ヵ月超～ 75才6ヵ月以下	680万円 共 130万円 特 550万円	405万円 共 130万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払			
75才6ヵ月超～ 80才6ヵ月以下	560万円 共 特別弔慰金10万円 特 550万円	285万円 共 特別弔慰金10万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ				
引受団体・保険会社	全青色共済 傷害特約	生保	○	○	－	－	－	－
		損保	○	○	○	○	－	－
		自家共済	○	○	－	－	○	－
		損保	○	○	○	○	○	○
		自家共済	－	－	－	－	－	－

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。①全青色共済制度は、全国青色申(生命)の無配当定期保険と三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)の団体総合生活補償保険(MS&AD型)から構成される制度です。共済・無配当定期保険・団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの「ご注意事項」をご確認ください。②傷害特約制度は、「火災見舞金」が共済会の自(型)から構成される制度です。構成の詳細は別冊2～4ページ「傷害特約に関するご注意事項」、自家共済・団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの

「Check!」
保障(補償)開始

2026年12月1日スタート申込時 昭和41年6月2日～平成24年6月1日生まれの方
2027年6月1日スタート申込時 昭和41年12月2日～平成24年12月1日生まれの方

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、基本コースの保障(補償)内容での更新となります。

で保障(補償)が大きく広がります!

日常生活 賠償特約	病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害 見舞金
				
賠償費用として	胃ガンにより 死亡	肺炎のため 入院	事務所で火事	花輪代として
日常の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被った「保険金支払対象となる損害」	疾病により死亡したとき (または高度障害状態になったとき、ただし75才6カ月超は除く)	疾病により入院したとき	火災による損害額が3万円以上のとき	死亡したとき(花輪代) 高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
1口あたり 1,000万円 限度 特 のみ 主な支払対象事故 ①住宅の所有・使用等に起因するもの ②自転車事故等被保険者の日常生活に起因するもの ③他人の身体の障害や他人の財物の損壊についてのもの	300万円 共 のみ	1日あたり 1,000円 共 のみ 10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	20万円 共 10万円 特 10万円☆ ※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。	1万円 共 のみ
	200万円 共 のみ			
	100万円 共 のみ 注			
	50万円 共 のみ			
	30万円 共 のみ			
	特別弔慰金 10万円 共 のみ 75才6カ月超終身			
注 年令が62才6カ月超63才6カ月以下の男性で10万円、63才6カ月超65才6カ月以下の男性で20万円の減額給付となります。				
—	○	—	—	—
—	—	—	—	—
—	○	○	○	○
○	—	—	—	—
—	—	—	○	—

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

加入資格

- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。
(*)加入申込書の加入者氏名(被保険者ご本人)欄に記載の方をいいます。
※ここでの同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
- 加入できる年令が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2026年12月1日スタート申込時

全青色共済	【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和41年6月2日～平成24年6月1日生
3口まで可	【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和36年6月2日～平成24年6月1日生
2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和31年6月2日～昭和36年6月1日生
1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和26年6月2日～昭和31年6月1日生

2027年6月1日スタート申込時

全青色共済	【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和41年12月2日～平成24年12月1日生
3口まで可	【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和36年12月2日～平成24年12月1日生
2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和31年12月2日～昭和36年12月1日生
1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和26年12月2日～昭和31年12月1日生

※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。

- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日時点の年令に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年令が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
- 傷害特約を2口以上ご加入の場合、年令によって保険金額が一部口数倍とならない補償があります。2口以上の保険金額については6ページの「お支払いする保険金の額(傷害特約)」をご参照ください。
- お申込人となれる方は青色申告会会員に限りです。

お申込み方法等

- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
- 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
- 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。
なお、脱退(解約)による解約返戻金はありません。

加入できない方

- 次の病気や過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病

告会総連合共済会(以下、共済会)の自家共済と大樹生命保険株式会社(以下、大樹構成の詳細は7～8ページ、別冊1～2ページ「全青色共済に関するご注意事項」、自家共済(上記☆部分)と、それ以外は三井住友海上の団体総合生活補償保険(MS&AD「ご注意事項」)をご確認ください。

ご加入時の年齢が60才6ヵ月超～70才6ヵ月以下の方



全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額
換算 **2,250円** (共済共 **1,000円**
傷害特約 **特 1,250円**(1口))

給付金(保険金)の種類	ケガの場合					
	死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合	入院した場合	通院した場合	手術した場合
給付金(保険金)をお支払いする場合(例)						
年令 12/1スタート分 12/1時点の年令 6/1スタート分 6/1時点の年令	歩行中に自動車にはねられ死亡	地震災害で死亡	階段から転落し半身不随	地震で建物の下敷きになり後遺障害	スキーで転倒し複雑骨折のため入院	料理中のやけどにより通院
	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため通院したとき
60才6ヵ月超～ 65才6ヵ月以下	700万円 共 150万円 特 550万円	425万円 共 150万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払		
65才6ヵ月超～ 75才6ヵ月以下	680万円 共 130万円 特 550万円	405万円 共 130万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円 1日あたり 1,000円 共のみ 5日以上30日まで ※連続して5日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	1日あたり 1,500円 特のみ 事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 特のみ
75才6ヵ月超～ 80才6ヵ月以下	550万円 特のみ	275万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ 1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払		

引受団体・保険会社	全青色共済	生保	○	○	—	—	—	—
		損保	○	○	○	○	—	—
	傷害特約	自家共済	○	○	—	—	○	—
		損保	○	○	○	○	○	○
		自家共済	—	—	—	—	—	—

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。
各制度については、2～3ページ下段をご参照ください。

Check!/
保障(補償)開始

2026年12月1日スタート申込時

昭和31年6月2日～昭和41年6月1日生まれの方

2027年6月1日スタート申込時

昭和31年12月2日～昭和41年12月1日生まれの方

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、2～3ページの基本コースで継続加入となりますのでご注意ください。

で保障(補償)が大きく広がります!

日常生活 賠償特約	病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害 見舞金
	死亡	入院した場合		
 賠償費用として 日常の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被った「保険金支払対象となる損害」	 胃ガンにより死亡 疾病により死亡したとき (または高度障害状態になったとき)	 肺炎のため入院 疾病により入院したとき	 事務所で火事 火災による損害額が3万円以上のとき	 花輪代として 死亡したとき(花輪代) 高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
1口あたり 1,000万円 限度 特のみ 主な支払対象事故 ①住宅の所有・使用等に起因するもの ②自転車事故等被保険者の日常生活に起因するもの ③他人の身体の障害や他人の財物の損壊についてのもの	50万円 共のみ 30万円 共のみ	1日あたり 1,000円 共のみ 10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	20万円 共 10万円 特 10万円☆ ※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。	1万円 共のみ

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

加入資格

- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。
(*)加入申込書の加入者氏名(被保険者ご本人)欄に記載の方をいいます。
※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
- 加入できる年齢が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2026年12月1日スタート申込時

全青色共済	【60才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和31年6月2日～昭和41年6月1日生	
傷害特約※	3口まで可	【60才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和36年6月2日～昭和41年6月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和31年6月2日～昭和36年6月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和26年6月2日～昭和31年6月1日生

2027年6月1日スタート申込時

全青色共済	【60才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和31年12月2日～昭和41年12月1日生	
傷害特約※	3口まで可	【60才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和36年12月2日～昭和41年12月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和31年12月2日～昭和36年12月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和26年12月2日～昭和31年12月1日生

※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。

- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日時点の年齢に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年齢が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
- 傷害特約を2口以上ご加入の場合、年齢によって保険金額が一部口数倍とならない補償があります。2口以上の保険金額については6ページの「お支払いする保険金の額(傷害特約)」をご参照ください。
- 共済部分は基準日時点の年齢が75才6ヵ月を超えたとき規約により脱退となります。
- お申込人となれる方は青色申告会会員に限りです。

お申込み方法等

- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
- 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
- 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。
なお、脱退(解約)による解約返れい金はありません。

加入できない方

- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病

—	○	—	—	—
—	—	—	—	—
—	○	○	○	○
○	—	—	—	—
—	—	—	○	—

○ 全青色共済・傷害特約 各種保障（補償）内容

お支払いする保険金の額(全青色共済)

※お支払いする保険金の額(全青色共済)の内訳については、7ページ「全青色共済に関するご注意事項」の「引受部分(お支払いする保険金の額)の内訳について」をご覧ください。

基本コース	ケガの場合			病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
	死亡した場合	後遺障害になった場合	入院した場合	死亡した場合	入院した場合		
14才6ヵ月超 40才6ヵ月以下	500万円	200~8万円	1日あたり 1,000円	300万円	1日あたり 1,000円	10万円	1万円
40才6ヵ月超 50才6ヵ月以下	300万円	100~4万円		200万円			
50才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	200万円 ^(注)			100万円 ^(注)			
65才6ヵ月超 70才6ヵ月以下	150万円			50万円			
70才6ヵ月超 75才6ヵ月以下	130万円			30万円			
75才6ヵ月超 終身	特別弔慰金 10万円 75才6ヵ月超終身	—	—	特別弔慰金 10万円 75才6ヵ月超終身	(注) 年令が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性で10万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性で20万円の減額給付となります。		

ゆとりコース	ケガの場合			病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
	死亡した場合	後遺障害になった場合	入院した場合	死亡した場合	入院した場合		
60才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	150万円	100~4万円	1日あたり 1,000円	50万円	1日あたり 1,000円	10万円	1万円
65才6ヵ月超 75才6ヵ月以下	130万円			30万円			

お支払いする保険金の額(傷害特約)

傷害特約は「火災見舞金」が共済会の自家共済、それ以外は団体総合生活補償保険(三井住友海上)による補償で構成されています。なお、加入口数による保険金の額は以下のとおりです。

口数（掛金月額）		1口（1,250円）	2口（2,500円）	3口（3,750円）	
加入できる年令		14才6ヵ月超～ 75才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超～ 70才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超～ 65才6ヵ月以下の方	
団体総合生活補償保険（MS&AD型）	傷害 死亡保険金	下記以外の事故	550万円	1,100万円	1,650万円
		地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故	275万円	550万円	825万円
	傷害 後遺障害 保険金	下記以外の事故	65才6ヵ月以下の方		
			550～22万円	1,100～44万円	1,650～66万円
		下記以外の事故	65才6ヵ月超の方		
	275～11万円		550～22万円	—	
	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故	275～11万円	550～22万円	825～33万円	
	傷害入院保険金日額		3,000円	6,000円	9,000円
	傷害手術保険金		入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍/入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額		1,500円	3,000円	4,500円
日常生活賠償保険金（日常生活賠償特約）		1,000万円限度	2,000万円限度	3,000万円限度	
		日常生活において他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償する特約。 ①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者^(※4)の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることを入ります。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (※4) 被保険者の範囲は本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子となります。詳細は別冊3～4をご確認ください。 ※日本国内での事故については示談交渉サービスが付きます。			
火災見舞金		〈75才6ヵ月以下の方〉 加入者1人あたり 10万円			

※保険料の内訳は別冊5ページをご参照ください。

1 全青色共済ならびに傷害特約に共通するご注意事項

給付金(保険金)のお支払い

- 弔慰金、見舞金等給付金(保険金)の支払事由が発生したときは、ただちにご所属の青色申告会を通して引受保険会社・代理店・扱者へご一報ください。お支払いの手続きにつきまして詳しくご案内いたします。
- 請求書類一式はご所属の青色申告会に備えてあります。
- 給付金(保険金)支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

その他ご注意事項

- 保障(補償)内容、会費(掛金)、保障(補償)金額、保障(保険)期間等の詳細について別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)や当パンフレットの記載事項により、専従者、従業員を含む申込者全員のご意向に合致していることを確認のうえ、ご加入をお申込みください。
- 自動継続の取扱いについて>
● 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたコース・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
※なお、団体総合生活補償保険引受部分については保険期間は2026年12月1日午後4時(6月補償開始の場合は2027年6月1日午後4時)から2027年12月1日午後4時までで、その後は1年間の保険期間で自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- 保障(保険)期間は保障(補償)開始日より1年間です。保険金請求状況等によっては、保障(保険)期間終了後、継続加入できないことや保障(補償)内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご加入の内容は、全国青色申告会総連合共済会における共済会会則・規約ならびに引受保険会社における保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、ご所属の青色申告会あるいは引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。なお、加入者証の発行は、団体取扱いのため、保障(補償)開始からお届けまでに一定期間を要します。また、全青色共済と傷害特約とで加入者証が異なりますのでご注意ください。

2 全青色共済に関するご注意事項

全青色共済は、①共済会の自家共済と②大樹生命の無配当定期保険と③三井住友海上の団体総合生活補償保険で構成される制度です。保障(補償)内容・保険(給付)金額・保険期間、会費(保険料)等の詳細について、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)や当パンフレットにより、申込者全員のご意向に合致していることをご確認ください。

引受部分(お支払いする保険金の額)の内訳について

全青色共済の給付内容に含まれる自家共済、無配当定期保険(大樹生命)ならびに団体総合生活補償保険(三井住友海上)の保険金の額(給付金額)は以下のとおりです。

基本コース	災害弔慰金 ※1			災害見舞金 ※2	弔慰金・見舞金		入院見舞金 (災害・病気)	火災見舞金	花輪代
	三井住友海上	大樹生命	自家共済	三井住友海上	大樹生命	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済
14才6ヵ月超 40才6ヵ月以下	200 ^{※3} 万円	290万円	10万円	200~8 ^{※3} 万円	290万円	10万円	1,000円	10万円	1万円
40才6ヵ月超 50才6ヵ月以下	100 ^{※3} 万円	190万円	10万円	100~4 ^{※3} 万円	190万円	10万円			
50才6ヵ月超 65才6ヵ月以下		90 ^{※4} 万円	10万円		90 ^{※4} 万円	10万円			
65才6ヵ月超 70才6ヵ月以下		45万円	5万円		45万円	5万円			
70才6ヵ月超 75才6ヵ月以下		27万円	3万円		27万円	3万円			
75才6ヵ月超 終身	75才6ヵ月を超える場合には、災害・病気を問わず、死亡したとき、自家共済により10万円の特別弔慰金を給付します。なお、76才6ヵ月を超える場合には、加算金を追加給付することがあります。								

ゆとりコース	災害弔慰金 ※1			災害見舞金 ※2		弔慰金・見舞金		入院見舞金 (災害・病気)	火災見舞金	花輪代
	三井住友海上	大樹生命	自家共済	三井住友海上	大樹生命	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済
60才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	100 ^{※3} 万円	45万円	5万円	100~4 ^{※3} 万円	45万円	5万円	1,000円	10万円	1万円	
65才6ヵ月超 75才6ヵ月以下		27万円	3万円		27万円	3万円				

※1 生保は死亡・高度障害保険金、損保は傷害死亡保険金です。損保では既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額(14才6ヵ月超40才6ヵ月以下は200万円、40才6ヵ月超75才6ヵ月以下は100万円)から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。

※2 傷害後遺障害保険金です。既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額(14才6ヵ月超40才6ヵ月以下は200万円、40才6ヵ月超75才6ヵ月以下は100万円)から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。

※3 「天災危険補償特約」がセットされています。

※4 年令が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性は80万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性は70万円となります。

●無配当定期保険の保険料(単位:円)
・共済会費6,000円(6ヵ月分)には下表(基本コースとゆとりコース別)の通り無配当定期保険の保険料が含まれています。

基本コース	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性	保険 年令	男性	女性
	15	2,967	2,816	25	3,706	3,083	35	3,924	3,605	45	3,696	3,078	55	3,087	2,241	65	4,703	3,238
	16	3,083	2,848	26	3,689	3,083	36	4,008	3,706	46	3,893	3,222	56	3,275	2,314	66	3,230	1,692
	17	3,236	2,900	27	3,689	3,118	37	4,144	3,808	47	4,114	3,409	57	3,484	2,377	67	3,449	1,783
	18	3,370	2,949	28	3,706	3,135	38	4,295	3,924	48	4,368	3,585	58	3,713	2,461	68	3,694	1,899
	19	3,503	2,984	29	3,724	3,167	39	4,463	4,008	49	4,655	3,773	59	3,969	2,565	69	3,976	2,037
	20	3,587	2,999	30	3,756	3,202	40	4,649	4,109	50	4,940	3,939	60	4,256	2,685	70	4,302	2,201
	21	3,657	3,033	31	3,773	3,268	41	3,156	2,747	51	2,492	1,939	61	4,569	2,805	71	2,813	1,441
	22	3,671	3,051	32	3,790	3,352	42	3,287	2,814	52	2,633	2,022	62	4,909	2,920	72	3,081	1,584
	23	3,689	3,068	33	3,825	3,419	43	3,409	2,869	53	2,779	2,101	63	4,688	3,024	73	3,391	1,745
	24	3,724	3,068	34	3,874	3,521	44	3,542	2,956	54	2,930	2,179	64	4,398	3,123	74	3,751	1,925
																75	4,176	2,121

ゆとりコース	保険年令			男性			女性			男性			女性			男性			女性		
	61	2,285	1,403	64	2,827	1,562	67	2,069	1,070	70	2,581	1,321	73	3,391	1,745						
	62	2,454	1,460	65	3,023	1,619	68	2,216	1,139	71	2,813	1,441	74	3,751	1,925						
	63	2,637	1,512	66	1,938	1,015	69	2,385	1,222	72	3,081	1,584	75	4,176	2,121						

●ご意向(ニーズ)確認のお願い
無配当定期保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「契約概要のご説明」、「注意喚起情報のご説明」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員のご意向(ニーズ)に合致しているかをお申し込み前にご確認ください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



●傷害特約に関する補償対象外となる運動等、補償対象外となる職業について

補償対象外となる運動等	補償対象外となる職業
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。) (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3) 職務として操縦する場合は含みません。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

なお、上記「補償対象外となる職業」のうちオートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。))の方で、当該職業に従事中的ケガの補償をご希望される場合は、所属の青色申告会にご照会ください。

《個人情報取扱いについて》

「全青色共済」ならびに「傷害特約」制度に関する個人情報について、全国青色申告会総連合共済会(以下、共済会)、一般社団法人全国青色申告会総連合ならびに引受保険会社が次の取扱いを行うことにご同意のうえお申込みください。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、共済会および引受保険会社において、それぞれ下記に準じて個人情報が取り扱われます。

「全青色共済」ならびに「傷害特約」制度について	「全青色共済」制度について	「全青色共済」ならびに「傷害特約」制度について
全国青色申告会総連合共済会(保険契約者。以下、共済会)は、「全青色共済」ならびに「傷害特約」の契約に基づく申込書類に記載の個人情報(事業所名、事業主名、事業所住所、事業所電話番号、職業、加入者氏名、健康状態、加入資格、性別、生年月日、受取人氏名、続柄、加入口数、他の傷害保険契約の内容等)をその契約の履行のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。 また、共済会は、契約により保険契約を締結する引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社・大樹生命保険株式会社)に申込書類を提出します。 全国青色申告会総連合共済会 一般社団法人全国青色申告会総連合	引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、共済会上記目的の範囲内で提供します。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。 大樹生命保険株式会社	この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。 また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。 ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため 詳細は、三井住友海上ホームページ (https://www.ms-ins.com)をご覧ください。三井住友海上火災保険株式会社

全青色共済および傷害特約にお申し込みの際ご一読ください

特に重要なお知らせ（2026年12月・2027年6月保障（補償）開始用）

1 全青色共済に関するご注意事項

① 自家共済におけるご注意事項 引受：全国青色申告会総連合共済会

●給付の種類・内容

給付金	給付金等をお支払いする場合	給付金等をお支払いできない主な場合
災害弔慰金	無配当定期保険の死亡保険金（高度障害保険金）ならびに団体総合生活補償保険の傷害死亡保険金に準じて取り扱います。	●加入申込書の記載内容について正しく申告されなかったとき
災害見舞金	団体総合生活補償保険の傷害後遺障害保険金に準じて取り扱います。	●加入日から3年以内に自殺したとき（花輪代のみのお支払い）
入院見舞金（ケガ・病気）	不慮の事故による傷害あるいは疾病の治療を目的として日本国内にある病院または診療所に入院し、かつ、その治療を目的とする入院日数が連続して、傷害の場合は5日以上、疾病の場合は10日以上になったとき、[日額1,000円]×[入院日数]をお支払いします。なお、同一事由または同一事業年度中における給付日数は、通算して30日をもって限度とします。	●給付金の受取人が故意に共済加入者を死亡または所定の高度障害状態にさせたとき
弔慰金・見舞金	無配当定期保険の死亡保険金（高度障害保険金）に準じて取り扱います。	●無免許または飲酒運転中の不慮の事故による場合
火災見舞金	加入申込書に記載した事業所住所または事業所住所以外の現住所に所在する不動産その他資産について火災によって3万円以上の損害が発生したとき、10万円をお支払いします。また被保険者が75才6ヵ月以下の火災が対象です。	*高度障害ならびに障害の認定は共済会の規約に従うものとします。
花輪代・高度障害見舞金	死亡または基本コースの方が所定の高度障害状態になったとき、1万円をお支払いします。	*天変地異等またはその他の事由によって、著しく多数にわたって給付事由が発生したときで共済会役員会での決定があったときは全額またはその一部についてお支払いしません。
特別弔慰金（基本コースのみ）	満75才6ヵ月を超えた会員が死亡したときに10万円をお支払いします。なお、76才6ヵ月を超える場合には、加算金を追加給付することがあります。（ゆとりコースにはこの給付金はありません）※高度障害による脱退は対象外です。	

●その他ご注意事項

- ・この自家共済には満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金はありません。
- ・この自家共済はクーリングオフの対象となりません。
- ・共済会の経営が破綻した場合など共済会の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した給付金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この自家共済は「保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置がなく、また、破綻した場合の保険契約移転の際の資金援助の対象外となります。

② 無配当定期保険におけるご注意事項 引受保険会社：大樹生命保険株式会社

●保険金の種類・内容

保険金	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合に支払います。	次の場合には解除または免責等となり保険金をお支払いできません。 ①契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、もしくは高度障害状態にさせたとき ②被保険者が戦争その他の変乱によって死亡、もしくは高度障害状態となったとき（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります） ③被保険者が故意に、または自殺行為により高度障害状態になったとき ④告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき ⑤被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき ⑥契約者、被保険者または受取人が、保険金を詐取る目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除されたとき ⑦高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）以前に生じていたとき ⑧契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があって、保険契約が取消または無効とされたとき ⑨被保険者の犯罪行為により高度障害状態になったとき
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態のうちのいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

●信用リスクについて

この制度の引受保険会社である大樹生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。当制度の生命保険会社引受部分につきましては、保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

<生命保険契約者保護機構> TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

●加入資格について

青色申告会会員が青色申告会を退会した場合には被保険者である専従者、従業員、同居の親族とともに当制度から脱退していただきます。

●その他ご注意事項

- ・保険期間は2026年12月1日または2027年6月1日からの1年間です。その後1年ごとに更新していきます。
- ・脱退された場合、脱退(解約)の効力発生日は毎年6月1日または12月1日となります。それまでの保険料期間中は保障が継続され、解約返れい金は発生しません。
- ・無配当定期保険は、全国青色申告会総連合共済会が契約者および保険金受取人となる保険契約です。死亡保険金の支払いに際しては被保険者の遺族の、高度障害保険金の支払いに際しては被保険者の同意(了知)が必要となります。
- ・遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。
- ・当パンフレットは無配当定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載の無い事項は保険約款に基づき運営されます。

③ 団体総合生活補償保険におけるご注意事項 *団体総合生活補償保険(MS&AD型) [傷害補償特約付] (天災危険補償特約付) 引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社

●保険金の種類・内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	「傷害特約に関するご注意事項」の②団体総合生活補償保険におけるご注意事項をご参照願います。		
傷害後遺障害保険金			

- ・全青色共済の三井住友海上による傷害保険金については、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金のみをお支払いします。
- ・全青色共済(傷害死亡・後遺障害保険金額200万円または100万円の部分)には、天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガのときも、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

●その他ご注意事項

- ・全青色共済に関する団体総合生活補償保険は全国青色申告会総連合共済会が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ・全青色共済の6ヵ月分の会費6,000円の内訳は以下のとおりです。

	40才6ヵ月以下	40才6ヵ月超(ゆとりコースは60才6ヵ月超のみ)
自家共済掛金・制度運営費・生命保険料	4,810 円	5,405 円
損害保険料	1,190 円	595 円
合 計	6,000 円	6,000 円

- ※保険契約者である全国青色申告会総連合共済会から引受保険会社へは保険料を一時払で払込みます。
- ・なお、一時払保険料は2,380円/年(40才6ヵ月以下)、1,190円/年(40才6ヵ月超)となります。(ゆとりコースは60才6ヵ月超のみ)
- ・団体総合生活補償保険に共通するその他のご注意事項については「傷害特約に関するご注意事項」の②団体総合生活補償保険におけるご注意事項をご参照願います。
- ・保険金については、保険金受取人に代わり、共済会が引受保険会社に請求を行いますので、保険金を請求される場合にはご所属の青色申告会まで請求書類一式をご提出ください。保険会社から受領した保険金は、共済会(青色申告会)より保険金受取人にお支払いします。

2 傷害特約に関するご注意事項

傷害特約は、①共済会の自家共済と②三井住友海上の団体総合生活補償保険で構成される制度です。

① 自家共済におけるご注意事項 引受：全国青色申告会総連合共済会

●給付の種類・内容

給付金	見舞金をお支払いする場合	見舞金をお支払いできない主な場合
火災見舞金	加入申込書に記載した事業所住所または事業所住所以外の現住所に所在する不動産その他資産について火災によって3万円以上の損害が発生したとき、10万円をお支払いします。	天変地異等またはその他の事由によって、著しく多数にわたって給付事由が発生したときで共済会役員会での決定があったときは全額またはその一部についてお支払いしません。

●その他ご注意事項

「全青色共済に関するご注意事項」の①自家共済におけるご注意事項をご参照願います。

② 団体総合生活補償保険におけるご注意事項 *団体総合生活補償保険(MS&AD型) [傷害補償特約付] (天災危険補償特約付[一部]) 引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社

●保険金の種類・内容 ※印を付した用語については、別冊4ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ☆天災危険補償特約一部セット	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(次ページへつづく)
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 ☆天災危険補償特約一部セット	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ* のため、入院*された場合 (以下、 この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (1,095日) が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき 日数の合計が支払限度日数* (180日)に到達した日の翌日以 降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金 の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合 は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページからのつづき) ●地震もしくは噴火または これらを原因とする津波 によるケガ (傷害特約の1 口あたり傷害死亡・後遺 障害保険金額の内275万 円部分には天災危険補償 特約がセットされている ため、傷害死亡保険金、傷 害後遺障害保険金は、支 払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・ 爆発性等によるケガ ●原因がいかるときでも、 頸(けい)部症候群*、腰痛 その他の症状を訴えてい る場合に、それを裏付け るに足りる医学的他覚所 見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、 引受保険会社が保険金を 支払うべきケガによって 発生した場合には、保険 金をお支払いします。) ●原因がいかるときでも、 誤嚥(えん)*によって発生 した肺炎 ●別記の「補償対象外とな る運動等」を行っている間 のケガ ●別記の「補償対象外とな る職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等* をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウ イルス性食中毒は、補償 の対象にはなりません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ* の治療*のため、傷害入院保険 金の支払対象期間* (1,095日) 中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ 保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとし て定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施 しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている 区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号 に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直 前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手 術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ* のため、通院*された場合 (以下、 この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院さ れない場合で、所定の部位* を固定するためにギプス等* を常時装着したときには、そ の装着日数を含みます。ただ し、医師*の指示による固定* であること、かつ、診断書、診 療報酬明細書等から所定の 部位をギプス等の装着によ り固定していることが確認で きる場合に限りします。 (*) 診断書または医師の意見書 に固定に関する記載がある 場合に限りします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (180日) が 満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき 日数の合計が支払限度日数* (90日)に到達した日の翌日以 降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合 は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金 の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合 は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約		①保険期間中の次のア、または イ、の偶然な事故により、他人 の生命または身体を害したり、 他人の物を壊したりして、法 律上の損害賠償責任を負わ れた場合 ②日本国内において保険期間中 の次のア、またはイ、の偶然な 事故により、誤って線路へ立 入ってしまったこと等が原因で 電車等(*1)を運行不能(*2)にさ せ、法律上の損害賠償責任を 負われた場合 ア. 本人の居住の用に供され る住宅(*3)の所有、使用ま たは管理に起因する偶然 な事故 イ. 被保険者の日常生活に起 因する偶然な事故 (注) 被保険者の範囲は、本人、配 偶者*、同居の親族および 別居の未婚*の子となります す。なお、これらの方が責任 無能力者である場合は、親 権者・法定監督義務者・監督 義務者に代わって責任無能 力者を監督する方 (責任無 能力者の6親等内の血族、 配偶者および3親等内の姻 (次ページへつづく)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償 責任の額 $+$ $\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}$ $-$ $\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}$ $-$ $\text{免責金額}^*(0円)$ (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の 承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防 止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟 費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出 により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上 の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意 されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額 が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由な く被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が 日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことが できませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険 会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複 が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の 要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者ま たはこれらの方の法定代 理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直 接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かった りした物を壊したことによ る損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族* に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務 従事中に被った身体の障 害に起因する損害賠償責 任 (ただし、被保険者が家 事使用人として使用する 者に対する損害賠償責任 の場合は、保険金をお支 払いします。) ●第三者との損害賠償に関 する約定によって加重さ れた損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害 賠償責任 ●被保険者または被保険者 の指図による暴行、殴打に よる損害賠償責任 (次ページへつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険 ★日常生活賠償特約	(前ページからのつづき) 族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の動産および不動産を含みます。		(前ページからのつづき) ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (傷害特約の1口あたり傷害死亡・後遺障害保険金額の内275万円部分)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
傷害後遺障害保険金対象外特約 (傷害特約の65才6ヵ月超の方1口あたり傷害死亡・後遺障害保険金額の内275万円部分)	傷害後遺障害保険金をお支払いしません。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

＜※印の用語のご説明＞ 五十音順

あ行:

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りです。なお、電話診療は含みません。

か行:

- 「ギプス等」とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したもの)につき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合)に限ります。))およびハローベストをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「[保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと]を意味します。
「外来」とは、「[保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと]を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*を除きます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
さ行:

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・ 傷害入院保険金	・ 傷害通院保険金
-------------	-----------	-----------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金	・傷害通院保険金
-------------	----------	----------

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリ

ドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜)を除きます。

②先進医療*に該当する診療行為(*2)

- (※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (※2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ます。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモビル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
 - ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行:

- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
な行:

●「入

- 医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

は行:

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^①以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガ^①については、病気として取り扱います。

ま行:

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●その他ご注意事項

- ・傷害特約に関する団体総合生活補償保険は一般社団法人 全国青色申告会総連合が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社へ払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ・6カ月分の掛金の、団体総合生活補償保険の保険料、共済掛金・制度運営費の内訳は以下のとおりです。

□数	掛金	内訳【65才6ヵ月以下の方】		参考： 団体総合生活補償保険 一時払保険料（一年分）
		団体総合生活補償保険の保険料	共済掛金・制度運営費	
1□	7,500円	6,120円	1,380円	12,240円
2□	15,000円	11,845円	3,155円	23,690円
3□	22,500円	17,555円	4,945円	35,110円

□数	掛金	内訳【65才6ヵ月超の方】		参考： 団体総合生活補償保険 一時払保険料（一年分）
		団体総合生活補償保険の保険料	共済掛金・制度運営費	
1□	7,500円	5,210円	2,290円	10,420円
2□	15,000円	10,030円	4,970円	20,060円

※保険契約者である一般社団法人 全国青色申告会総連合から引受保険会社へは、保険料を一時払で払込みます。

●団体総合生活補償保険に共通するその他のご注意事項

- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

<契約内容登録制度について>
お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<団体割引について>
前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
保険金をお支払いする場合に該当したときは、ご所属の青色申告会を通じて代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。
なお、保険金をお支払いしている場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)

が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

- (※) 法律上の配偶者に限ります。
●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>
次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

- なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

全青色共済 契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(保障(補償)の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- 全青色共済は①全国青色申告会総連合共済会(以下、共済会)の自家共済と②大樹生命保険株式会社(以下、大樹生命)の無配当定期保険と③三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)の団体総合生活補償保険で構成されていますが、この書面はご加入に関する保険契約に応じたすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、共済会における共済会会則・規約ならびに大樹生命・三井住友海上における保険種類に応じた普通保険約款・特約等によって定まります。共済会会則等、普通保険約款・特約は共済会・代理店・扱者に常備してあります。ご不明な点については、ご所属の青色申告会を通して代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、三井住友海上の保険契約の締結権を有し、団体総合生活補償保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立した団体生活補償保険契約につきましては、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

I 自家共済

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この自家共済は、加入者がケガや病気により死亡されたとき、所定の後遺障害が生じたとき、所定日数以上入院されたとき、所定の不動産等が火災により所定金額以上の損害を被ったとき等に給付金・見舞金等をお支払いします。

(2) 保障内容

この自家共済により支払われる給付金・見舞金の内容、主な支払事由(給付金等をお支払いする場合とお支払額)、ならびに免責事由(給付金等をお支払いできない主な場合)についてはパンフレット等をご参照ください。また、詳細については共済会(自家共済引受団体)にご確認ください。

(3) 付帯できる主な特約とその概要

自家共済独自に付帯できる特約はありません。

(4) 保障期間

この自家共済の保障期間(共済のご加入期間)は1年です。また、実際にご加入いただくお客様の保障期間につきましては、パンフレットにてご確認ください。

(5) 引受条件

この自家共済では加入者の年齢により保障金額が変わります。実際にご加入いただくお客様の保障金額につきましては、パンフレットにてご確認ください。

2. 共済会費

共済会費と無配当定期保険ならびに団体総合生活補償保険の保険料との差額がこの自家共済の会費となります。詳しくはご所属の青色申告会を通して共済会にお問い合わせください。

3. 共済会費の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この自家共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この共済会費を途中で脱退される場合は、ご所属の青色申告会までご連絡ください。なお、この自家共済には原則として解約返れい金はありません。詳しくはご所属の青色申告会にお問い合わせください。

自家共済に関するご相談・苦情・お問い合わせ・事故連絡先

ご所属の青色申告会を通して全国青色申告会総連合共済会までご連絡ください。

全国青色申告会総連合共済会 TEL 03 - 3233 - 0151

受付時間：平日 9:00 ~ 17:00

(土日・祝日はお休みとさせていただきます)

II 無配当定期保険

1. 商品名称

無配当定期保険

2. 商品の特徴

団体所属職員等の万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する定期保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

〈定期保険(主契約)〉

●死亡保険金 ●高度障害保険金

保険金額はパンフレットを参照してください

更新

ご加入月 ← 1年 → 更新月 → 更新限度

※その他お引き受けの条件について

加入資格(加入年齢等)や保険金額は団体ごとの制度内容により異なります。詳しくは必ずパンフレットをご参照ください。

3. 保険期間について

・保険期間は1年間です。

・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日から1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましてはパンフレットをご参照ください。

・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし保険料期間中は保障が継続されます。

4. 保険金をお支払いする主な事由

○死亡保険金 保険期間中に死亡された場合

○高度障害保険金 責任開始期以後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態になった場合

保険金支払われた場合、その保障は消滅します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

5. 保険料について

保険料は、生年月日・性別等により異なり、更新時の保険年齢によって毎年変更されます。また更新時の保険年齢によっては、保険金額が変更になる方がいます。

6. 返れい金・契約者配当金

この保険には、脱退による返れい金・契約者配当金はありません。

7. 引受保険会社

大樹生命保険株式会社

お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

- お手続きおよびご照会窓口について
この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等の手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、ご所属の青色申告会を通して本欄末の契約者連絡先にお問い合わせください。

- 保険金のお支払いに関する手続きについて

・保険金のご請求は、契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに本欄末の「契約者連絡先」にご連絡ください。

・お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレットにも記載していますので、併せてご確認ください。

・保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の「契約者連絡先」にご連絡ください。

〔契約者連絡先〕

全国青色申告会総連合共済会 TEL03-3233-0151

- ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

〔引受保険会社連絡先〕

大樹生命保険株式会社「法人サポートグループ」

TEL03-6831-8867

Ⅲ 団体総合生活補償保険（MS&AD 型）【傷害補償特約付】

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方は加入申込書の加入者氏名（被保険者ご本人）欄記載の方です。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人（*1） (b) 本人（*1）の配偶者 (c) 同居の親族（本人（*1）またはその配偶者と同居の、本人（*1）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人（*1）またはその配偶者と別居の、本人（*1）またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（*1）加入申込書の加入者氏名（被保険者ご本人）欄記載の方をいいます。

（*2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでも同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりの詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットおよび当別冊の該当箇所をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、2026年12月1日午後4時から2027年12月1日午後4時の1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、パンフレット1ページに記載の保険（補償）期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはパンフレットの保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。（団体と引受保険会社の契約は一時払です。）

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

脱退（解約）による解約返れい金はありません。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」【Ⅲ団体総合生活補償保険（MS&AD型）【傷害補償特約付】】の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

全青色共済 注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（保障（補償）の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- 全青色共済は①全国青色申告会総連合共済会（以下、共済会）の自家共済と②大樹生命保険株式会社（以下、大樹生命）の無配当定期保険と③三井住友海上火災保険株式会社（以下、三井住友海上）の団体総合生活補償保険で構成されていますが、この書面はご加入に関する保険契約に応じたすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、共済会における共済会会則・規約ならびに大樹生命・三井住友海上における保険種類に応じた普通保険約款・特約等によって定まります。共済会会則等、普通保険約款・特約は共済会・代理店・扱者に常備してあります。ご不明な点については、ご所属の青色申告会を通して代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、三井住友海上の保険契約の締結権を有し、団体総合生活補償保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立した団体生活補償保険契約につきましては、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

I 自家共済

1. ご契約お申込みの撤回等（クーリングオフ）

この自家共済はクーリングオフの対象となりません。保障開始日までのお申し込みの撤回等については、ご所属の青色申告会にお問い合わせください。

2. ご告知義務・通知義務等

告知義務・通知義務等は無配当定期保険ならびに団体総合生活補償保険の取扱いに準じます。

3. 責任開始期

- ①この自家共済の保障責任は、効力発生日初日の午前0時に開始します。
- ②共済会費は、パンフレット記載の方法によりお支払いください。パンフレット記載の方法により共済会費をお支払いいただけない場合には、保障期間が始まった後であっても給付金・見舞金をお支払いできないことがあります。

4. 主な免責事由（給付金等をお支払いできない主な事由）

当別冊の該当箇所をご参照ください。なお、免責事由の詳細は共済会（自家共済引受団体）にご確認ください。

5. 共済会費の払込猶予期間等の取扱い

共済会費は、パンフレット記載の方法によりお支払いください。パンフレット記載の方法により共済会費をお支払いいただけない場合には、給付金・見舞金をお支払いできないことがあります。

6. 解約と解約返れい金

この自家共済を途中で脱退される場合は、ご所属の青色申告会までご連絡ください。なお、この自家共済には原則として解約返れい金はありません。詳しくはご所属の青色申告会にお問い合わせください。

7. 自家共済破綻時の取扱い

当別冊の該当箇所をご参照ください。

自家共済に関するご相談・苦情・お問い合わせ・事故連絡先

ご所属の青色申告会を通して全国青色申告会総連合共済会までご連絡ください。

全国青色申告会総連合共済会 TEL 03-3233-0151

受付時間：平日 9:00～17:00

（土日・祝日はお休みとさせていただきます）

Ⅱ 無配当定期保険

●告知に関する重要事項

以下の事項は、告知について重要なことがらを記載しておりますので、必ずご確認ください。パンフレットと加入申込書(票)の写しをお手元に保管してください。

- ①生命保険契約では健康状態について告知していただく必要があります(告知義務)。
加入申込者ご本人には現在および過去の健康状態について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。全青色共済制度では健康状態に関して、加入申込書により、告知内容について誓約していただきます。ご加入にあたっては、必ずパンフレットに記載の傷病歴に該当しないことをご確認のうえ、お申し込みください。また、同時に専従者や従業員、同居の親族が加入される場合は、告知に関する各重要事項につきまして、全員に内容を周知いただきますようお願いいたします。
 - ②契約者(団体)職員・生命保険会社職員等へお話しただいても告知したことになりません。
契約者(団体)職員・生命保険会社職員(営業職員・コールセンター担当者等)等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。
 - ③傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。
引受保険会社では、契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、必ずパンフレットに記載の傷病歴に該当しないことをご確認のうえ、お申し込みください。
 - ④告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。
故意または重大な過失によって、加入申込書(申込票)記載の誓約内容が事実と相違する場合、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金を支払われない場合があります。告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

●ご契約にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について(クーリングオフ)

この保険は全国青色申告会総連合共済会がご契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象とはなりません(申込人は引受保険会社に対してクーリングオフの申し立てができません)。

2. ご契約の責任開始期について

- ・ご提出された加入申込書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日」からご契約上の責任を負います。
- ・団体職員や生命保険会社職員が加入勧奨を行う場合でも生命保険契約への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 保険金をお支払いできない主な事由について

○死亡保険金をお支払いできない主な事由

死亡保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。

(a) 加入日から3年以内の被保険者の自殺 (b) 契約者または受取人の故意 (c) 戦争その他の変乱 (d) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき (e) 契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき (f) 契約者、被保険者または受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

○高度障害保険金をお支払いできない主な事由

上記(b)～(f)および次の事由のとおりです。(g) 被保険者の犯罪行為、(h) 被保険者の故意または自殺行為、(i) 高度障害状態の原因となる傷害・疾病が加入日前に生じていたとき。ただし、次の場合には、加入日前に生じた原因を加入日以後に生じたものとみなして高度障害保険金をお支払いします。

- ・加入日前に生じた原因について、引受生命保険会社が告知等により知つたうえで加入をお引き受けした場合
- ・加入日前に生じた原因について、被保険者が加入日前に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、契約者または被保険者が加入日前に認識または自覚されていなかった場合

4. 返れい金・契約者配当金

この保険には、脱退による返れい金・契約者配当金はありません。

5. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構

電話03-3286-2820 <https://www.seihohogo.jp/>

6. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額が削減されることがあります。

7. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いいたします。ご加入の際には、個人情報の取扱いの詳細について、パンフレット8ページを必ずご参照いただき、同意のうえお申し込みください。

8. 遺言による死亡保険金の変更

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

- お手続きおよびご照会窓口について
この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、ご所属の青色申告会を通して本欄末の「契約者連絡先」にお問い合わせください。
- 保険金のお支払いに関するお手続きについて
・保険金のご請求は、契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに本欄末の「契約者連絡先」にご連絡ください。
・お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当別冊の該当箇所にも記載していますので、併せてご確認ください。

・保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の「契約者連絡先」にご連絡ください。

〔契約者連絡先〕

全国青色申告会総連合共済会 TEL03-3233-0151

○ ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

〔引受保険会社連絡先〕

大樹生命保険株式会社「法人サポートグループ」

TEL03-6831-8867

生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Ⅲ 団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) [傷害補償特約付]

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

全青色共済に関する団体総合生活補償保険は全国青色申告会総連合共済会が、傷害特約に関する団体総合生活補償保険は一般社団法人全国青色申告会総連合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

●他の保険契約等(※)に関する情報

(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人を行い、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	●普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。(※)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。(注)複数のご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例	
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約	火災保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

補償開始日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、補償期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットおよび当別冊の該当箇所をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご所属の青色申告会を通して、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)による解約返れい金はありません。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。脱退(解約)日についてはパンフレット3ページならびに5ページ「全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって」の「脱退(解約)日」をご参照ください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

当別冊の該当箇所をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレット8ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】(株)ゼンアオイロ TEL03-3294-2301

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起きた場合は

遅滞なくご所属の青色申告会 を通して代理店・扱者または右 記までご連絡ください。	24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料) 事故はいち早く
--	---

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項(団体総合生活補償保険(MS&AD型)[傷害補償特約付])

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、ご所属の青色申告会を通して、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込書の「生年月日」「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込書の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。

上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込書」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合